

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社井上電工(法人番号2490001004817)
業者の住所 : 高知県四万十市具同7361-6
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年1月30日 から 令和8年4月29日 まで(3か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者の元代表取締役は、高知県土佐清水市が発注した改修工事の指名競争入札において、官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いがあるとして、令和7年11月11日、高知県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号(競売入札妨害又は談合)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内